

薬害アーカイブズは誰のためにあるのか

——厚労省科研共同研究の経験から

藤吉 圭二

はじめに

- 1 共有財産としての公文書
- 2 行政文書によるアカウントビリティ
- 3 薬害に関わるアーカイブズ
- 4 薬害団体アーカイブズの調査・整理

おわりに

はじめに

筆者は現在、厚生労働省科学研究費の助成を受けて薬害アーカイブズの調査・研究に従事している。2016年度からなので、この2019年度は4年目に入ったところである。筆者自身はアーカイブズ学を専門的に学んだわけではなく、また、社会学を専門分野としながらも、とりたてて医療社会学や薬害の社会学などに馴染んできたというわけでもない。アーカイブズについて、特にアーカイブズというしくみが社会においてどのような役割を果たしうるか、またそれを有用な社会的インフラとして活用しうるような社会とはどのような特徴を持つ社会かといった点について取り組んでみようと考えたのは、2000年代の初頭、科研費共同研究に加えていただき⁽¹⁾ オーストラリアのアーカイブズを訪問調査したことがきっかけである。この先、少し回り道になるが個人的な事情も交えて筆者が薬害アーカイブズに取り組むようになった経緯を振り返りながら、今の時点で考えるその意義についてまとめていきたい。

オーストラリアでの訪問先のひとつヴィクトリア州公文書館 PROV : Public Record Office Victoria⁽²⁾ における情報公開のしくみは一種のカルチャーショックだった。ちょうど文書の電子化が進み始めたところで、世界的にも先進的な電子文書管理の取組みを進めているということで科研チームでの訪問が決まり、その一員に加えていただいて実地に見聞することができた。PROVの推進するヴィクトリア電子記録戦略 VERS : Victorian Electronic Record Strategy は、1回の訪問で

(1) 歴史情報資源活用システムと国際的アーカイブズネットワークの基盤構築に向けての研究 (課題番号 15202015, 研究代表者: 高埜利彦学習院大学教授) 2003-2006 年。

(2) 国立アーカイブズの機能の一部を含む建物自体は Victorian Archives と呼ばれている (<https://prov.vic.gov.au/>, 最終閲覧 2019 年 5 月 29 日)。

全体のしくみを把握するところまではいかなかったものの、十分に刺激的だった。詳細は省略せざるを得ないが、簡単に言えばヴィクトリア州公文書館は、行政に関わる文書を、外部向けのいわゆる公式発表文書だけでなく、そこにいたるまでにやりとりされた行政現場担当者の電子メールによる相談内容まで含めて網をかけて捕捉してPDF化し保存対象としたうえで、それらを単に保存するのみならず、インターネット上で公開することで、誰もが、まさにネット経由で世界中の誰もが閲覧できるようにするというしくみを構築しようとしていた。

その時点での筆者は、当時勤務していた高野山大学（和歌山県）において歴史資料をデジタル化してインターネット上に公開するという共同研究を進めており、主として古地図や寺院文書などを対象に調査研究を進めていた。その過程で文化財や歴史資料を「人々の共有財産」という視点から位置づけ直すことの重要性を確認した。しかしそれとは別に、たとえば宗教的な美術作品などの場合、人々の共有財産である文化財としての意義を持つ一方、現にそれを神聖なものとして受とめる人々がいるような信仰の対象としての意義を持っていることもしばしばあり、それは著作権とは少し異なる視点からではあるが、人々の共有財産だからといって何でもウェブ公開できるというわけではないということにも注意が必要であることを確認した。

文化財や歴史資料を人々の共有財産と位置づけ、当時普及しつつあったインターネットを利用してパソコン画面を通じて鑑賞・閲覧できるようにすること、それは現物を目の当たりにすることに比べればインパクトの面で弱いかもかもしれないが、それでも、それまでは現地に出向かなければ目にするのでできなかったものが、ネットを使って居ながらにして見るができるようになるという事態は、文化財や歴史資料のような共有財産の「共有」のあり方や、それに対する人々の関わり方を大きく変えることになるのではないかという期待を抱かせるものだった。

文化財や歴史資料は基本的に人々の共有財産であること、そしてその共有のあり方はインターネットと資料のデジタル化によって大きく変化するのではないかということ——このような見方がかたちをなしつつあったタイミングでオーストラリアのアーカイブズ調査に加わることができたのは僥倖というしかない。文化財や歴史資料は、ネット公開されることで広く鑑賞や学習、さらには研究の対象とすることができる。そのような文化的営みを、インターネットとデジタル技術はいわば草の根レベルで保証する可能性を持つものと思われた。こうした文化的営みとは別に、あるいはそれに加えて、PROVの推進するVERSは、政府の行政文書を政治や政策の改善ひいては人々の生活の改善など、より実利的な目標に向けて、人々の共有財産である公文書を活用できるのではないかという可能性に注意を向けさせるものだった⁽³⁾。

これをきっかけにその後も数年に一度のペースでPROVやヴィクトリア州政府の機関を訪問して聞き取りを含む調査を実施し、さらにその過程で個人情報や人権への配慮、過去の歴史の共有に関して示唆を多く含む博物館展示⁽⁴⁾などに触れ、人々の共有財産としての公文書という課題をめ

(3) ここまで徹底的に情報公開しているのかと驚いた筆者からの「こんなに内部文書を公開して大丈夫なのか。問題は起らないのか」という問いかけに対して返された「Public recordはpublicのものだから、それを共有するためにデジタル技術を使わない手はない」という当時の担当者氏の言葉は今でも印象に残っている。

(4) オーストラリア戦争記念館 Australian War Memorial, メルボルン旧監獄博物館 Old Melbourne Jail, 移民博物館 Immigration Museum など。

ぐって考察を進めることとなった。

要約すれば、PROV 訪問を契機に市民社会においてアーカイブズが果たすべき（アーカイブズに果たさせるべき）役割に関して社会学の視点から研究活動を積み重ねてきたちょうどその過程で、薬害アーカイブズの調査・研究を進めていた研究者とのコンタクトを得たことが、今の筆者の薬害アーカイブズ研究につながっているとまとめることができる。

1 共有財産としての公文書

公文書が人々の共有財産であるというとき、その含意は何か。アーカイブズはどのような点で人々の役に立つのか。これについては多くの論者が多様な論点を提起しており、その詳細に立ち入ることはここでは控えたい。本稿では端的に、アーカイブズを「過去の経験を将来に生かすための集会的営みの基盤」と位置づけて議論を進めていくこととしたい。

ここで、過去の経験を将来に生かすといっても、それにはかなりの幅がある。どのような記録であれ、関心を持つ者の視点からは何らかの意味でそれは将来の役に立つだろうと見ることも不可能ではない。しかし、このような見方では議論も漠然としたものになってしまうので、論点を公文書、さらには行政文書に絞って検討を進めていきたい。行政文書の適切な管理について考えることは、最終的には起きてしまった薬害にどのように対処し、その一方で薬害の再発を防ぐにはどのような対策が必要かを考えることにつながるからである。

ところで、人類の知的営みの成果を蓄積して整理・保管し、人々の利用に供する施設は、アーカイブズだけではない。他にも図書館 Library や博物館 Museum があり、これらをまとめて近年よく MLA という語が用いられる⁽⁵⁾。どのようなものを所蔵しているかについてはそれぞれに特徴があるが、いずれも先に見た「人類の知的営みの成果を蓄積して整理・保管し、人々の利用に供する」ための施設であるという点で共通している。しかしながら日本の社会においては、ライブラリーやミュージアムに比べるとアーカイブズの認知度が低いことは否めない。これは、ライブラリーとミュージアムに図書館、博物館という訳語が定着しているのに対してアーカイブズには今もなお訳語の揺れがあることから了解される。一般には公文書館、文書館（「ぶんしょかん」もしくは「もんじょかん」）とされることが多いが、歴史資料館と呼ばれたり、場合によってはアーカイブズとそのままカタカナ語が用いられたりする場合もある。それだけ今までの私たちの社会において重要度の低いものとアーカイブズが受けとめられてきたのだと考えることも可能だ。なぜそのように受けとめられてきたのかを立ち入って問うことはここでは控え、今はまだそのような使い方がなされることは多くないとしても、どのような使い方がアーカイブズには期待しうるのか、どのような使われ方によってアーカイブズは社会の役に、ひいては私たちの生活の役に立ちうるのかという点について検討してみたい。この先、本稿では施設としてのそれを「アーカイブズ」と、そこに収められる資料を「アーカイブズ資料」と呼ぶことにする。

図書館や博物館に収蔵される資料と比べたときアーカイブズ資料に特徴的なのは、その文脈依存

(5) MLAK や MALUI 等の語もあるが、ここでは MLA を用いる。

性とでも呼ぶべきものだろう。図書館で閲覧する本は、基本的に手にした1冊を読むことが目的になる。もちろん調べ物などする場合には複数の書籍を利用することも多いが、それでもそうやって集めた書籍の間には扱う分野が似通っているとかが著者が同じであるとか、その程度の関連性があるにとどまる。博物館で見学・鑑賞する資料も、たとえばある特定の時代に生息した生物の化石であるとか、ある地域・時代の民具や装飾品であるとか、その程度の関連性があるにとどまることが多い。もちろん、内燃機関の発展・複雑化のように時代を追って眺め、理解できるようなものもあるが、やはり基本的にはそれぞれの展示物は相互に独立したものということができる。

それに対してアーカイブズ資料は、それぞれに固有の内容を持つという点では博物館資料に類似した個別性を有するが、その一点だけで何かを理解するというよりも、その前後にある一連の資料群と関連させつつその内容を見ることによって、ある物事について一定の理解を得られるものと捉えるのが妥当である。

このような特徴を持つアーカイブズ資料は、簡潔には「個人または組織がその活動のなかで作成または収受し、蓄積した資料で、継続的に利用する価値があるので保存されたもの」⁽⁶⁾と定義することができるものである。個人や組織がある目的や理念を持って活動する、その活動の中でみずから作成したり外部から受け取ったりした資料が時系列に沿って蓄積されていく。そうやって蓄積された資料は放置すれば活動の続く限り際限なく増えていくが、それを一定の基準で選別し、進行中の活動のために参照されたり、また後日の確認に供されたりするのがアーカイブズ資料なのであり、これがアーカイブズ資料にとっていわゆるふたつのC (ContentとContext) が不可欠だとされるゆえんでもある。

このように整理すれば、進行中の活動を確認したり、終了・完結した活動を再点検したりして次の取組みに生かすということが、私たちの社会においてはあまり重視されてこなかったのではないかと疑うことも可能である⁽⁷⁾。このような疑いを起点として、次節では蓄積された行政文書がどのようなアーカイブズの価値を持ちうるかについて検討することにした。

2 行政文書によるアカウントビリティ

日本で普通学校の教育を受けた者は、日本という国家が国民主権（主権在民）に基づく三権分立の政治体制を持っていることを学んでいる。そして分立する三権が立法権、行政権、司法権であり、それぞれ国会、政府（内閣）、裁判所によって担われていることも学んでいる。加えて、なぜ国家権力が分けておかねなければならないのかについても、一定の説明を受けているはずである。それは、強大な国家権力が一元化されていたら、それが暴走しかけたとき誰にも止めることができず、結果として国民に不幸をもたらすことにもつながりかねないから、分けてお互いに牽制し合うようにして、暴走するのを防いでいるのだとされる⁽⁸⁾。

(6) 古賀, 2008.

(7) 過去の検証といえはついで下手人さがしや「犯人」のつるし上げに終始してしまいがちであるという事態はその一端をうかがわせるものであるとみることもできるが、ここでは深入りしない。

(8) 『高等学校教科書 現代社会』（平成29年度改訂版）東京書籍、2018年。

高校の教科書レベルでは、おおむねこのように説明されているが、そこには明示されない問いもある。たとえばそれは、放置すれば国民に迷惑をかけかねないような権力なら、そもそも権力などない方がよいのではないかという問いであり、分けてお互いに牽制させるのはよいとして、なぜ三つに分けるのか、四つ、あるいはそれ以上に分けてはいけないのかという問いである。

日本の国家政府がどのようなしくみのもとで運営されているのかについて、日本の子供たちが高校生の段階でどの程度知っていなければならないかをここで包括的に論じることはできないが、国家には権力がある、権力はうっかり気を許すと暴走する、だから三つに分けてお互いに牽制し合うようにしているといった説明は、子供たちにどのようなイメージを与えるだろうか。この説明によって権力のしくみと自分たちの生活が何らかのかたちでつながっているとイメージするのはかなりの困難が伴うと想像され、けっきょく三権分立も国民主権（主権在民）も、テスト勉強のために暗記すべき単語のひとつという以上の意味は与えられないままで終わるだろう。

フランスの法学者ミシェル・アンリ・ファブルは、三権の役割を次のように整理している⁽⁹⁾。

立法：行政がやるべきことを法のかたちにまとめる

行政：法のかたちにまとめられた「やるべきこと」を実行する

司法：行政の合法性（法の合憲性）を審査する

高校の『現代社会』の教科書には複雑なチェックアンドバランスのしくみなどが図示されて要領を得ない三権の関係が、ここでは簡潔にまとめられている。国家を擬人化して考えることには節度が必要だが、この整理に従えば、次のようにまとめ直すことも可能だろう。すなわち、国家権力における三権というのは、個人の行動における計画Plan、実行Do、検証Seeという三つの段階を、それぞれ別の機関に配分したものであるということが出来る。このように整理するとき、権力をコントロールするための重要な道具として、アーカイブズを位置づけることが可能になる。この位置づけには、近年よく話題にされるアカウントビリティが重要な要素として関わってくる。

アカウントビリティは日本語ではしばしば説明責任という訳語が使われる⁽¹⁰⁾。責任というからには何らかのかたちで果たされなければならないものという意味合いがあるはずだが、これを「説明する責任」と聞いてみると、どのようなことをすれば説明する責任を果たしたといえるのかという事は、実は明快な回答を示しにくい難問であることがわかる。極端な言い方をして、こちらから一方的に「説明」をすれば、それで説明責任は果たされる⁽¹¹⁾と考えるわけにはいかないということには大方の賛同を得られそうだが、しかしかといって、説明を要求している側のすべての人が納得しない限り説明責任は果たされないと考えることも、あまり現実的とはいえない。仕事を進めることよりも、仕事を進めるにあたり関係者から合意を得るべく説明をすることの方に貴重な労力をとられてしまうだろうと容易に想像され、そのような状態が本末転倒であることもまた、容易に想像

(9) Fabre, 1988. フランスは政治体制としては大統領制をとっているが、三権についての説明は日本にも当てはめることができる。

(10) 安澤秀一からは「拳証説明責任」という訳語が提案されていたこともある。

(11) ちょうど政府主催の説明会や公聴会のように。

される。

たとえば、何か政府の政策に反対し、抗議行動をしている人々を想像してみよう。そのような人々は、政府がみずからの政策の意義と必要性を説いて、どこかの時点で納得するものだろうか。政府は、そのように抗議行動をする人々を、みずからの言葉で説得する必要があるだろうか。いずれもあまり現実的な想定とは思われない。

説明責任とは、したがって、関係する、あるいは関心を持つすべての人々を納得させるまで説明をやめてはならない、説明が完了するまで、すなわち最後のひとりが納得するまで、当の政策を実行に移してはならない、というようなことを要求するようなものではない、ということが、まず確認されなければならない。そもそも、すべての人が納得することを要件にした説明責任など、誰にも果たせるものではなく、そのような責任を社会において何か重要なものとして考えることに何らかの有益性があるとは思われない。むしろこんな責任が設定されれば、説明責任を果たせないことによって誰彼かまわず非難の対象とされるような事態に陥るだろうと容易に想像される。

もう一度ファールによる三権の整理に戻り、行政の説明責任に焦点を絞って考えてみよう。行政の役割分担は、「法のかたちにとめられた「やるべきこと」を実行する」ことであり、立法の役割分担は、「行政がやるべきことを法のかたちにまとめる」ことであった。この整理のもとで立法は、法律というかたちをとって行政にやるべきことを指示するのである。これを逆の側からいえば、行政は、法律というかたちで立法から指示されたことを、その法律に準拠しつつ実行に移すのである。このように見たとき、行政に求められる説明責任とは何かということが、より明瞭なかたちで見えてくる。

行政に求められる説明責任とは何か。それは、「みずからの業務遂行が、立法の定めた方に準拠して進められたことを説明する責任」である。そして当然のことながら、行政の業務に限らず担当者が「ちゃんとやりました」と口頭で述べるだけで説明が果たされたと簡単に受けとめることはできないわけで、当該業務遂行の適切性を示す証拠となるような業務文書を示しながら、説明することが求められる⁽¹²⁾。

ここで求められるのは、「業務が法律（を含む所定のルール）に沿って遂行されたこと」を示すことである。その業務がいかなる意義を持っているか、とか、その業務がどのような点で国民のためになるか、とか、総じて業務遂行を指示する法律の理念や目的に関わるような説明が、必ずしも求められているわけではないというところが押さえるべき重要な点である。つけ加えるなら、法律の定めたとおりに遂行された業務が予期せぬ、かつ、よからぬ結果をもたらした場合にも、行政からの謝罪というかたちでの「説明」が求められるものではないと考えておくのが適切である。

法律が遂行を求めるその業務が国家にとってどのような意義を持ち、また国民生活にどのような利益をもたらすかといったことは、行政が答えるべき問いではなく、立法府において議論されるべき問題だと整理しておくのが、立法と行政の役割分担を考えた場合には適切である。

このようにして行政が業務遂行の過程で作成し、収受する文書・記録類は、定められたルールに沿って当該業務が遂行されたことを示す証拠として利用される。行政に求められる説明責任は、こ

(12) それゆえ「挙証説明責任」（安澤秀一）は、あらためて適切な訳語ということができる。

れの適切な保存と管理によって十全に果たされるのである。

先に、法律の意義やそれのもたらす利益については国会の議論にゆだね行政の説明責任に含めるべきではないという点に触れたが、法律に従って業務が遂行されたことを示すにとどまらない意義が、それらの業務記録に見いだされる場合がある。それは、法律に従って業務が遂行されたにもかかわらず、もともと法律が期待していた効果や成果が出なかった場合である。社会学でいう「予期せざる結果（意図せざる結果）」の出たときこそ、その制度設計の問題点を検証するために業務遂行の記録が時系列に沿って検証されなければならない。要するに、端的には「どこで詰めが甘くなったのか」を確認するために、行政の業務記録アーカイブズ資料は有用性を持つと期待される。そうした確認・検証は、当の法律が見逃した「穴」をふさぎ、より実効性の高い制度へと改善するための一助となるだろう。以上のような観点から、薬害に関わるアーカイブズ資料の持つ意義について検討していくこととしたい。

3 薬害に関わるアーカイブズ

2013年に一般社団法人医薬品医療機器レギュラトリーサイエンス財団から刊行された『日本の薬害事件——薬事規制と社会的要因からの考察』は、薬品の副作用による健康被害を、被害の規模や深刻さから4カテゴリーに分けている。要約すると以下ようになる。

- ①適正な用法・用量等を守っていても散発的に発生するもの。
- ②適正な用法・用量等を守らないことによって発生するもの。
- ③適正使用されていれば防げたもののうち、不確定な社会的要因が絡んで被害が社会的に拡大したものの。
- ④健康被害の加速、拡大に対して、製造・販売に関わった企業、認可に関わった行政の瑕疵、不作為が大きな要因を占めるもの。

このうちカテゴリー①は多くの人が使用する薬品の場合には一定の確率で発生を免れない部分もあり、発生を完全に防ぐことは難しい。ある意味で、多くの人が食べても大丈夫な食品でも、それを口にすることで不愉快な、さらには健康にとって危険な症状が発生するアレルギー反応を起こす人が一定の割合で存在するのに類似したところがある。こうした被害は健康被害救済の対象となる。

薬害として大きく取り上げられるのは、主としてカテゴリー④に含まれるものである。製薬企業における開発段階での安全性確認の瑕疵、製造段階での瑕疵や、行政における審査段階での瑕疵など、主には企業、行政の側に問題があるとされる場合で、被害の度合いが深刻だったり被害者の数が多かったりして、特に損害賠償を求める訴訟が起こされたりすると、重大な薬害事件として取り上げられることが多い。

前の節で見た、過去の業務遂行に関するアーカイブズ資料を参照することによって、現時点での制度設計の不備を確認し、より「まし」な制度へと修正するという観点から見て重要なのは、開発と製造・販売に携わる製薬企業のアーカイブズ資料であり、審査と承認に携わる行政すなわち厚生

労働省のアーカイブズ資料である⁽¹³⁾。薬品の製造にはその時点での最先端の医学や化学物質に関する研究の成果が凝縮されており、企業秘密という点から考えても製薬企業の内部資料が公開される可能性は、現時点では低いと見込まざるを得ない。用法・用量に関する確認、多様な体質を持つ人に対する副作用の確認は十分になされたのかということを検証しようとすれば、製薬企業における薬品開発や製造に関わるアーカイブズ資料は貴重なものとなるはずだが、公開までの壁は厚く高いと考えられる。行政サイドのアーカイブズ資料はどうだろうか。そのいくらかは公開されているようだが、質量ともに必ずしも十分とはいえないだろう。

筆者が現に対象として関わっているのは、こうした製薬企業や厚生労働省（旧厚生省）のではなく、薬害の被害を被った人々の側の資料、すなわち被害者団体のアーカイブズ資料である。

重大な薬害が発生したということは、薬品の承認と流通を管理する制度（薬事行政）のどこかに瑕疵があったということであり、それを修正するためには行政のアーカイブズ資料を参照することが有効なはずである。それらによって瑕疵を除去し、より「まし」な制度へと修正できれば、「似たような薬害を二度と起こさない」という目的からすると十分であるといつてよいのではないか。つまり、薬事行政に関するアーカイブズ資料の保存と公開が万全であれば、わざわざ被害者団体のアーカイブズ資料まで残す必要性は低くなるのではないかという言い方も可能であるかもしれない。

しかし、周知のとおり現状はそうなっていない。

法に基づく制度設計はその時点で最善のものであり、制度の運用すなわち業務の遂行も法に準拠した適切なものだったといえない場合がしばしば見られ、結果として多くの犠牲者を出してしまったという悲惨を、日本の社会は何度も経験してきている。医療者と製薬企業は経済的な利益を軸に癒着し、行政はそれを是正するどころか、むしろ「円滑」な薬事行政を進めるために利用しているといった批判が出されてもおかしくないような状況が続いていた。

薬事行政に関するアーカイブズ資料が適切に保存・公開され、また製薬企業の開発・製造・販売に関するアーカイブズ資料も一定程度公開されるときがくれば、もしかしたら（被害の再発防止という点からのみ見れば）被害者団体のアーカイブズ資料は、あえて残さなくてもいいものになるのかもしれない。しかし現状では、被害者団体のアーカイブズ資料は薬害の再発を防止するための貴重な情報源となっており、また再発防止という点以外にも、実際に被害者が出た場合にはどのような対処・救済が可能か、そもそも被害者は被害を被ることでどのような困難を抱え、どのような支えを必要とするのかを知るための貴重な手がかりを提供するものである。

また、行政についても製薬企業についてもアーカイブズ資料の十分に適切な公開がなされていない現状では、被害者サイドが必死の思いで収集した資料の中に含まれる、当時の行政や製薬企業に関する資料は、たとえ断片的なものであっても残されていれば、行政（企業）には、これに類する資料があるはずだということを推測させる手がかりにもなる。企業や行政だけでなく、医療機関において作られる資料も実は重要である。多くは保存年限も短く廃棄されてしまっている患者に関する記録（カルテなど）も、もし被害者団体アーカイブズ資料に含まれていれば、それ自体が当時の

(13) 薬害エイズ事件の最中であった1996年に当時の菅直人厚生大臣が官僚に搜索を命じ、ないといわれていた非加熱性血液製剤に関する省内資料を発見させたというエピソードは、関係者には記憶に新しいところだろう。

状況を伝える数少ない重要な証言となるだろう。その意味で被害者団体のアーカイブズ資料は、未だ私たちの共有財産とはなっていない、行政のアーカイブズ資料等の一端を垣間見させるものという意義も持ち、その点でも貴重である。

以上のように、行政や製薬企業のアーカイブズ資料へのアクセスが著しく制限されている現状では、薬害発生の経緯を検証し、再発を防ぐための知見を得るために、被害者団体のアーカイブズ資料は重要な役割を果たす。

もう一点、これは社会学的な観点からのものといっていると思うが、被害の発生から被害者団体の結成、そして裁判へと移行していく過程で、薬害被害を被った人々がどのように自身を「薬害被害者」として意識し、確立していくかという視点から被害者団体のアーカイブズ資料を調査することも可能ではないかと期待される。

サリドマイドのような胎児性のものを除くと薬害被害の多くは成人に発生している⁽¹⁴⁾。歴史に「たれば」は禁物だが、多くの被害者はこの薬害さえなければ健康で平凡な一生を全うできたものと考えられる。その意味でこれらの人々は、薬害さえなければごく普通の、いわば社会の多数派として生きていくことができた人々である。そしてそういう多数派として生きる人々にとって、国や大企業を相手どって裁判を起こすことは、ほとんど別世界の出来事と受けとめられていたのではないかと推察される。日本社会において普通の人として生きることのなかに、「お上にたてつく」ということは決して入ってこない行動だといっているのではないか。内面でのいかなる葛藤を経て、あるいは他者とのいかなるやりとりがあって、被害を被った人々は自身を「原告団」の一員と位置づけるようになったのか。これは、たどるに値する変容の経過なのではないかと思われる。

日本には様々な差別が存在する。その多くは出自や性別、身体・精神障害など、生まれ持って備えた特徴によるものも多い。それゆえ普通に生まれた日本人はその「普通」を踏み外さない限り差別される側にまわることが一生を通じて少ない（もちろん男性の方が女性よりもその可能性は高いだろう）。途中までそのようなごく普通の日本社会の成員として生きてきて、それが突然の薬品被害で「普通」から引きはがされるという経験は、たとえば事故によって身体に障害を受ける、冤罪に巻き込まれる、犯罪被害者もしくはその家族になるなど、それほど多くはないように思われる。しかも、自分には非のない原因によって「普通」から追いやられるという経験は、かなりの衝撃を伴うものと想像できる。そのなかで、みずからを立て直し、衆人環視のなか「被害者原告」として立つまでには、どのような過程が見られるか。もちろん個人差はあるはずだが、共通する部分も見いだせるかもしれない。こうしたことは、原告団結成以降の会議資料だけでなく、それ以前の、個人的な日記ややりとり、原告団結成に至るまでの相談といった記録からうかがうことができるものと推測される。これは、ある意味で私たちの社会の「普通」を逆照射してくれるような、貴重な証言となるのではないか。このような観点からも、被害者団体のアーカイブズ資料は貴重といわなければならない。

(14) HPV ワクチンのように思春期の女性に被害が集中しているものもある。

4 薬害団体アーカイブズの調査・整理

本節では筆者が関わっている薬害アーカイブズ資料の整理・調査について、これまでの経緯とともにまとめておくことにしたい。

薬害に関する資料等については、2010年4月に「薬害肝炎事件の検証及び再発防止のための医薬品行政のあり方検討委員会」により、「すべての国民に対する医薬品教育を推進するとともに、二度と薬害を起こさないという行政・企業を含めた医薬関係者の意識改革に役立ち、幅広く社会の認識を高めるため、薬害に関する資料の収集、公開等を恒常的に行う仕組み（いわゆる薬害研究資料館など）を設立すべきである」と指摘された。また薬害HIVや薬害肝炎の原告団の方々からも「薬害資料館」設置の要望が挙がっている。厚生労働省には、同年7月から「薬害を学び再発を防止するための教育に関する検討会」が設置され、「薬害に関する資料収集・公開等の仕組み」が持つべき機能として展示・収集保存・調査研究・教育啓発等があるなど、多岐にわたるが、全体的に薬害関係資料の把握が必要だ」との意見が出された。その実践として、2013年度より次のような厚労省科学研究費事業が途切れることなく続けられている。

「薬害に関する資料等の調査・管理・活用等に関する研究」（2013～2014年度）、

「薬害資料データ・アーカイブズの基盤構築に関する総合研究」（2015年度）、

「薬害資料データ・アーカイブズの基盤構築に関する総合研究」（2016年度）、

「薬害資料データ・アーカイブズの基盤構築のための基礎的研究および実践的研究」（今年度）

これら一連の事業を通じて資料を統一的・体系的に分類・整理・保管するための手法について検討が重ねられ、活用に備えたデータ整理が進められている。2015年度までは法政大学の金慶南准教授を中心に進められ、2016年度からは拠点を関西に移し、筆者が研究代表者となって研究活動を進めている。研究活動の大きな部分を資料整理と目録作成が占めており、資料の保管も含めた作業スペースを確保するため、筆者の所属機関とは別に大阪人権博物館（リバティおおさか、大阪市浪速区）の一部を間借りするかたちで作業を進めている。

発生当時はマスコミ等で大々的に報じられるものであっても、時間の経過とともに話題にのぼる機会は減っていく。しかし話題にのぼるかどうにかかわらず被害者の苦しみは被害者の生と共に持続する。加えて、実際に被害を受けた人々も時代の経過とともに高齢化し、当事者は少しずつ、しかし確実に減っていく。このような苦難を人々に被らせることが二度とないよう、その手がかりとして被害者の苦難の経験を保存・提供し、社会の共有財産とすることは、まさにアメリカ国立公文書館（ワシントンDC）の建物前に刻まれた言葉Eternal vigilance is the price of liberty.（絶えてやまぬ警戒は自由の代償である）を実践することにもなるだろう。

本研究では、薬害アーカイブズ資料のなかでも特に当事者の高齢化により資料整理が困難になっている薬害被害者団体のものを中心に、その所蔵する資料の形態別分類、目録入力、シリーズ別（場合によってはファイルレベル）公開分類などを行なって、データベース化することをめざし作業を進めている。この事業は、①医薬品等による薬害事件の記憶・記録を後世に継承する意義を持つと共に、②当事者団体の高齢化・団体解散が危惧される現在、貴重な資料等が適切に管理・保管

がなされないまま散逸、毀損するのを防ぐために、迅速に行なわれる必要がある。

2018年度は研究代表者である筆者のほか、関西学院大学社会学部の佐藤哲彦教授が被害者のインタビュー映像での語りの分析を担当する研究分担者として作業に取り組み、これに加え、長年にわたり古文書も含め様々な時代の文書群の整理と調査に携わってきた奈良女子大学非常勤講師の島津良子氏が、アーカイブズ資料調査のとりまとめ役を担当して奈良女子大学や京都大学の大学院生からなるアルバイトスタッフの指導にあたるなど、数名の研究協力者の協力を仰いでいる。

アーカイブズ資料の調査と目録作成は基本的にアーカイブズ学において蓄積されてきた知見に基づいて、ある程度確立された手法によって進められているが、この作業をすることそれ自体が目標ではなく、最終的には薬害資料館が開設されることを想定し、そこで広くこの問題に関心を持つ人に関覧提供することを目標とし、そうした場での利用を念頭に資料の保管方法や検索手段などの検討を、目録データの作成と並行しながら進めている。

少し時期は古くなるが、2017年度目録データ作成で中心的な役割を果たされた奈良女子大学博士課程の大学院生が「薬害アーカイブズ事業の現状と課題」（参考資料1）「簿冊目録の作成——NPO福岡県スモンの会資料を例として」（参考資料2）と題する報告を作成しており、文末に転載した。本研究の現場での作業を概観する一助として参照されたい⁽¹⁵⁾。

おわりに

以上ここまで、筆者が2016年度以来関わってきた薬害被害者団体アーカイブズ資料の整理と調査を念頭に、被害者団体アーカイブズ資料を保管し公開する意義および本取組みの概要について見てきた。これまでも薬被連の集まり等を通じて被害当事者の方々との連携を心がけてきたが、2019年度は新たな試みとして被害者団体と共同で各地の公害関連資料館の見学などを実施することを検討している。2010年4月に「薬害肝炎事件の検証及び再発防止のための医薬品行政のあり方検討委員会」が薬害資料館の必要性を提言してからまもなく10年になる。関係者からもその必要性について強い要望が寄せられている。それを受け、実際どのような施設を構想するのか。あいにく薬害に関する総合的な大規模資料館は国内には見当たらないが、各地で発生した公害に関する資料館は存在する。公害と薬害には異なる部分もあるが、近代に入ってからの大規模な工業化の過程で発生した化学物質による被害という点で共通点を持ち、裁判においても実際に被害物質を発生させた原因企業と監督官庁を擁する国家政府（あるいは地方公共団体政府）が被告として訴えられたという点で共通点を持つ。このような被害をどのようなかたちで広く後世に伝えるか、またそれを通じ、どのようにしてそうした被害が二度と起きないようにするか、また一方で、被害者のプライバシーに配慮していくか、といった点が課題であるという点で、薬害資料館のイメージを構想するうえで各地の公害資料館を見学し、当事者と本研究班との間で議論を積み重ねていく時期にさしかかっている。課題は多く、関与する人員は限られているが、今後も引き続き着実に作業を進めていきたい

(15) この参考資料1, 2は、2017年度目録データ作成で中心的な役割を果たした村山知子、大島佳代両氏（当時奈良女子大学大学院人間文化研究科博士課程）が、2018年5月、業務の一環として執筆したものである。本稿の参考資料として、執筆者の許可を得て転載する。

と考えている。

(ふじよし・けいじ 追手門学院大学社会学部教授)

【謝辞】本研究の遂行においては作業スペースを提供してくださっている大阪人権博物館（朝治武館長）、被害者団体との連携を仲立ちしてくださっている全国薬害被害者団体連絡協議会（薬被連、花井十伍代表世話人）に大変お世話になっている。記して感謝申し上げたい。

【参考文献】

- 一般財団法人医薬品医療機器レギュラトリーサイエンス財団『日本の薬害事件——薬事規制と社会的要因からの考察』薬事日報社、2013年。
- 古賀崇『アーカイブズの新たな地平へ——「情報を残す」ための制度と文化への戦略』NIIオープンハウス、2008年。
- 中川輝彦・黒田浩一郎編『〔新版〕現代医療の社会学——日本の現状と課題』世界思想社、2015年。
- 厚生労働省科研費報告書『薬害資料データ・アーカイブズの基盤構築に関する総合研究（課題番号：H27-医薬-指定-003）』研究代表者：鈴木玲（法政大学大原社会問題研究所）2016年。
- Michel-Henry Fabre, *La République*, Edisud, 1988.

参考資料1

村山知子「薬害アーカイブズ事業の現状と課題」2018年5月

1 はじめに

厚生労働省研究事業「薬害資料データ・アーカイブズの基盤構築に関する総合研究」は、戦後の薬害事件の資料を対象に、その保存状況を調査し、資料を整理して共有、活用するシステムを構築するための事業である。資料の保存状況を調査し、整理、保管する作業の現状と課題について報告する。

本研究事業は薬害関連被害者団体及び被害者個人の所有する資料を対象に、研究代表者鈴木玲（法政大学大原社会問題研究所）、研究リーダー金慶南（国立慶北大学校）を中心とした「薬害資料データ・アーカイブズ」の基盤構築の研究事業（平成25～27年度）を引き継いだもので、平成28年度から藤吉圭二（追手門学院大学）を研究代表者として、鳥津良子（奈良女子大学）の指導の下に、データ・アーカイブズ構築に向けた作業を行っている。ここでは大阪人権博物館で整理をすすめている「NPO福岡県スモン*の会資料」の資料整理について報告し、同資料の保管状況や、目録等データ作成・管理の現状と、これから着手する画像データ作成を中心とした整理作業の課題を考えていく。「NPO福岡県スモンの会資料」は、NPO福岡県スモンの会の事務所の移転に伴い資料が保存されていた建物が壊されることとなったため、全国薬害被害者団体連絡協議会の依頼で大阪人権博物館の一室に保管されたもので、現在薬害資料データ・アーカイブズ研究班にその整理が任されている。

2 NPO 福岡県スモンの会資料の現状

(1) 資料の保管と防虫対策

現在は、最初に資料が入れられていた段ボール箱をそのまま使用し、箱ナンバーの紙を左上に貼りつけている。1つの箱ごとに防虫剤（ムシューダ：1年間有効、引き出し・衣装ケース用、成分エンペントリン（防虫成分）・スルファミド系防カビ剤）を2～3個入れ、防虫を行っている。

(2) 概要調査

搬入時の箱ごとに番号をふり、箱1箱につき1枚の概要調書を作成した。概要調書の形態は図1の通りである。

NPO 福岡県スモンの会資料の概数は以下の通りである。

・段ボール箱（36×51×34cm）：計30箱。

・簿冊単位の資料の概数：計995点（内ファイル類308点、冊子（ニュースレター含む）327点、書籍94点、写真・カセットテープ類5点、ホッチキス止め・バラ文書等その他の分類261点）。

NPO福岡県スモンの会資料 第●●●箱 201●年●月●日（作業年月日）	
形態・種別	箱内資料の種別 形態ごとに約何点あるか（例：書籍15点、封書50点）
資料作成時期	●●●●年●月～●●●●年●月 → 西暦で月まで記入。資料の多い年代があればそれも記す
箱内資料の特徴	鉄関係史料・刊行物・団体関係史料といった大まかな資料の性質を記入（複数記入可）
内容概要	主要資料のタイトルなどを例示して書き取る
公開・非公開	公開・要書室・非公開の区分と判断した理由（例：名簿あり、個人情報） ○で囲む → 公開 / ◯で囲む → 要書室 / 非公開
備考	※箱の現状、資料の劣化状況、搬入後の移し替え、調査時に施した処理、その他気づいた点など ・どのような形状・大きさの段ボールか ・箱に書込み・貼り紙・目録があれば記入 ・その他資料の内容以外で気が付いたことを記入
担当者	担当者名の苗字のみ記入

図1 概要調書

(3) 進捗状況の確認について

1箱の整理作業を1人の担当者が継続的に担当し、現状写真の撮影、付番、簿冊目録の作成、画像のスキャニング、件名目録の作成、中性紙封筒への交換、中性紙箱への収納、書庫へ開架、最終防虫日などの各作業の未又は済、途中など、進捗状況と担当者名を記入する紙を各箱に貼る。一つの作業が終了するごとに「済」を記入し、箱を見るだけで作業の状況が確認できるようにしている（図2）。



図2 箱を見るだけで作業の状況が確認できる

* スモン（SMON）という名前は、Subacute myelo-optico neuropathy（亜急性視神経脊髄末梢神経炎）の頭の文字をつなげたもの。キノホルム（clioquinol）という整腸剤の副作用によって引き起こされた薬物中毒であることが判明しており、この薬が販売中止になって以降新たな症例の発生はなくなった。症状としてはまず、下痢や腹痛などの消化器症状が先行する。下肢に始まって上行する痛みを伴う異常感覚、運動障害、視覚障害などの症状が起こる。1960年代にわが国で多発し、これまでになかった病気であったことと、また同時に各地で集団発生したことから、新しい感染症と疑われ、深刻な社会問題となった。

「スモンの症状」厚生労働科学研究費補助金（難治性疾患政策研究事業）スモンに関する調査研究班のHPより要約（<https://www.hosp.go.jp/~suzukaww/smon/index.html>、最終閲覧2018年5月11日）。

(4) 目録作成

①簿冊目録

箱に入っているファイルだけでなく、大型封筒、袋一括などの1まとまりを1つの簿冊とみなし、簿冊ごとの目録を作成する。編年の方法は、(a)簿冊の中の1件ごとの書類（資料の基本単位＝1件）について、年月日を確認し、1件の区切りごとに紙テープに年月日を記入して挟み込む。(b)簿冊内の1件書類の年代を全て確認し記入し終えたら、その中で最も古い年月日を簿冊全体の年月日とする。(c)全ての簿冊の年月日を確定したあと箱内の資料に対し、古い年代順に簿冊ナンバーをふるという手順で行った（現状、年代順にできたものと、できていないものの2種が混合している）。

フラットファイルやパイプ式ファイルの資料は、決定した簿冊の年月日を記入した紙テープ（または罫紙短冊）をパンチ穴でファイルのはじめに閉じ込む（図3）。バラ資料の場合は、簿冊とみなした一括全体に紙テープを巻く。その紙テープに資料名、箱番号（No.）、簿冊ナンバーを記入する（図4）。

②件名目録

平成29年度で簿冊目録作成作業は終了し、件名目録の作成作業は2018年度4月作業から開始し、現在、作業継続中である。

簿冊を編年するために入れた年月日記入の紙テープの区切りを、1件ごとの区切りとする。（1件書類の中でさらに細かく分かれる場合は枝番号をつける。）原秩序（原配列）尊重の原則により、簿冊内での1件書類は移動させない（担当者への指示が徹底せず、簿冊内で編年順に入れかえたものが若干ある）。

3 パソコンデータの管理

仮に次頁図5のようにデータを系統図として把握する。

4 課題

これまで作業してきた中で、解決の必要があると思われる課題について記述する。

(1) 資料の画像化

今後資料のスキャニング作業を行う予定だが、点数が膨大であり、青焼きや感熱紙の資料など緊急性が高いものや、重要度の高い資料から作業を進める必要がある（件名簿に画像化の済んだものを記録する項目が必要）。どの資料のスキャニングを優先するか、その判断も必要となる。又、平面化しにくく、カメラ撮影した方が効率的な資料もある。



図3 紙テープを閉じ込む



図4 簿冊ナンバーを記入した、「福岡スモン」の箱、7の11番目の簿冊

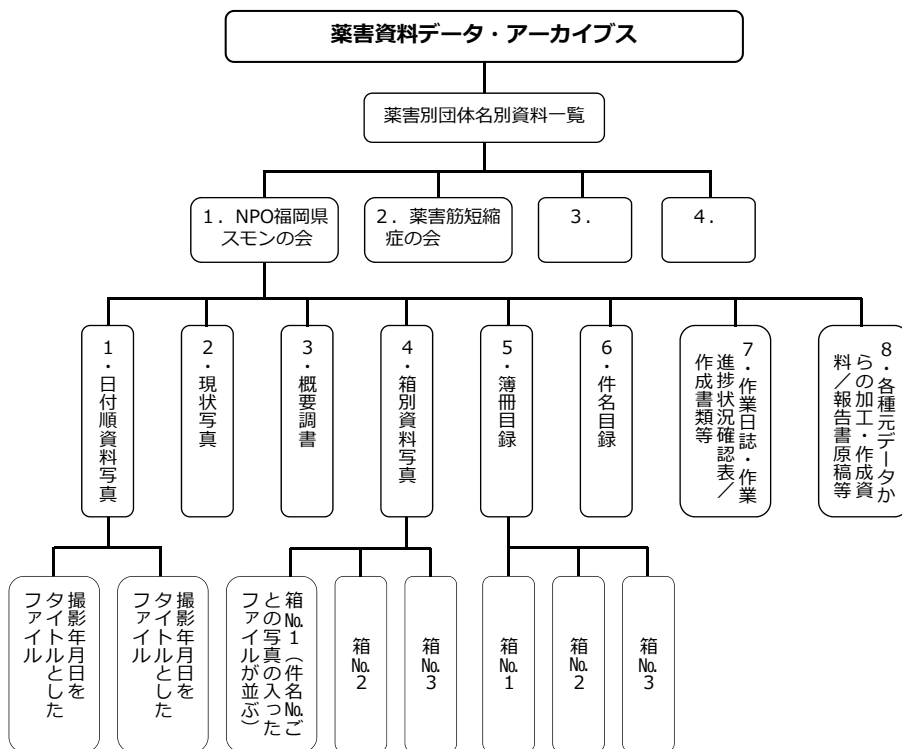


図5 データ系統図

(2) 保存環境の整備

現状、資料が入れてある箱は、搬入時に資料が入っていたダンボール箱をそのまま使用しており、作業中の出し入れの繰り返しやスペースの関係での積み重ねなどにより、損傷の激しい箱も多い。また、これらの段ボールは再生材料を使っているので酸が発生しやすく、長期の保存のためには、中性紙箱へと入れ替える作業を行う必要がある（図6）。平成27年度までの金慶南による調査（以下、金調査）で使用していた中性紙箱（30×16.5×35cm）ではファイル1～2冊しか入らないので不相当と判断し、順次、大阪人権博物館が現在使用している中性紙の資料箱に入れかえている。



図6 収納の現状

(3) 温・湿度の管理

作業を行う部屋と資料を保管している部屋が同じであるため（大阪人権博物館の閲覧室）、保管資料ではなく、作業者の体感に合わせてエアコンで温度設定を行っている。資料を保管に適した場所へ移動することが望ましいが、書庫のスペースや作業場所と書庫が遠い等の位置関係の問題があり、常に適切な環境下に置くことが難しい。できるだけ早く資料を中性紙封筒や中性紙箱に入れか

え、資料の状態をまめにチェックしながら保存できる環境を整える必要がある。その際、資料の材質に応じた保全環境の整備計画が必要である。

(4) 公開基準の検討

概要調書、簿冊目録、そして今後作業していく件名目録において共通する課題となっているのが、公開・非公開基準の策定である。

平成27年度までの金調査においては以下の公開基準で資料を公開・非公開・要審査に分類している。

- ①公開：すでに公表された記録（新聞、雑誌、テレビ番組など）、公表を目的にされた記録（講演録、メディア、ニュースへの情報提供用など）。
- ②非公開：個人情報が含まれている記録として、公表されていない記録。
- ③要審査：公開したら対象の人物や団体が困難に陥ることが予想される記録であるが、部分公開が可能であれば、専門家の審査を要する記録である。また、区分作業に時間がかかると予想される記録などが含まれている。

【参考文献】

研究代表者：鈴木玲（法政大学大原社会問題研究所）「薬害資料データ・アーカイブズの基盤構築に関する総合研究（課題番号：H27-医薬-指定-003）平成27年度厚生労働省科学研究費補助金 研究現況調査 総括報告書」2016年3月、12頁。

これはあくまで前調査時の仮の基準であり、暫定的なものである。要審査の記録については部分公開可能な記録を選別し、資料の活用の途をさぐる必要がある。正式な公開基準については、最終的に被害者団体の方も参加する基準検討会議（仮）を開いた上で、その決定を待つことにしたい。

参考資料2

大島佳代「簿冊目録の作成——NPO福岡県スモンの会資料を例として」2018年5月

簿冊目録は、全箱の簿冊目録に共通のマニュアル・フォーマットに則して作成していく。マニュアルやフォーマットは、簿冊目録の作業開始前に調査員で話し合いつつ作成したが、実際に作業を進めていく中で、改善点や疑問点などが出てくるので、定期的に調査員の中で問題点を共有し、必要に応じて内容を修正していった。

以下、2018年5月現在、各入力項目に共有されているマニュアルについて説明する。

資料群名

資料全体の名称を、フォーマットの冒頭に記した。患者団体名や保管者がはっきりとわかる名称

であることが好ましいが、プライバシーを配慮して個人名は明記しない方針とした。今回調査したNPO福岡県スモンの会の資料の場合は、名称を「NPO福岡県スモンの会資料」とした。資料群名の命名に際しては、患者団体や最終管理者と、どのような名称が適しているか相談・確認する必要がある。

受入機関

金慶南による調査（以下、金調査）における「受信者」（現物資料の最終的受入機関名）。本調査では未決定であり、未入力項目とした。

受入番号

金調査の受入機関における4ケタNoと思われる。本調査では未入力項目とした。

箱No

資料所在場所における資料の一定のまとまりを、それぞれ「箱」とみなして、「箱」ごとに付番したNoを入力した。ダンボールなどの箱に収納されている場合は、その箱をそのまま1つの「箱」と考えるが、例えば3段の棚に資料が並べられていた場合は、各段を1箱と考えて、全部で3箱（箱No.1～箱No.3）あると考える。

「NPO福岡県スモンの会資料」の場合は、リバティ大阪への搬入時の段ボール1箱ごとに付番した（箱No.1～箱No.30まであり）。

簿冊No

簿冊Noは通し番号でなく、複数の作成者による分業を可能とするため、箱ごとに簿冊No.1から簿冊の番号を入力した（例：簿冊No.1, 簿冊No.2…）。

簿冊Noの付番に際しては指示が徹底しておらず、古い簿冊を簿冊No.1として年代順に付番した場合と、箱内の現状に従って特に原則なく付番した場合とがあり、表記が不統一なものとなってしまった。現段階では、年代順に並んでいる箱にのみ、備考の項目にその旨を記入している。

簿冊名

簿冊名は原題主義をとり、資料に題名が書かれている場合、その題名を「 」などで括ることなくそのまま入力した。無題の場合は、全角スラッシュ（／）を記入した。ハイフン（-）としなかったのは、エクセル表における見やすさを考慮したためである。

異体字・旧字体は、人名・地名も含めて原則として常用漢字で記入した。公開する際は、凡例に常用漢字を原則とする旨を記しておく必要がある。

原題にアラビア数字がある場合は、半角に統一した。

表紙のない資料や、どれが題名か特定できない資料に関しては、「／」を入力して「内容」で補足した。簿冊レベルでバラ文書のみで、題名がつけられない場合は、簿冊名が無題で「／」である場合と区別をつけるために、「／（バラ）」と記入した。

簿冊の中身と、簿冊の表紙につけられている題名が齟齬する場合は、表紙の題名を簿冊名とした上で、備考にその旨を記入した。

表紙と背表紙で題名が異なる場合は、表紙の記載で統一したが、背表紙にしか題名がない場合は、背表紙の題名を記した上で、備考に背表紙から簿冊名を取った旨を記入した。

表紙に「写 ○○○○」や「控 ○○○○」とある場合、簿冊名に「写○○○○」「控○○○○」と記入し、備考に丸印がついていたことを明記した。

内容

簿冊名で内容が分かりにくい場合、どのような内容の資料であるのかを補足した。調査員により記入にばらつきが出る項目であるが、50字前後を目安として入力した。

年月日

簿冊内の資料の作成年月日を、8ケタの半角数字で記入した（例：2017年2月26日 = 20170226）。年月日が不明である場合はyyyymmddとした（年のみ明らかな場合は2017mmdd、年月のみ明らかな場合は201702ddとした）。

簿冊内の資料作成日に幅がある場合、yyyymmdd～yyyymmddと入力した。年度のみ記載の場合は、備考にその旨を記載する（資料に「2017年度」とあった場合、年月日には「2017mmdd」と記入することになるが、実際の年月日は2017年4月～2018年3月となるため）。

種別

資料の種別をアルファベットの半角大文字で入力した。P = paper, B = book, V = virtual, M = material, E = electricを意味している。この表記は金調査の方針を踏襲した。

形態

フラットファイル・パイプ式ファイル・冊子・パンフ・チラシ・プリント・雑誌・書籍・VHS・DVDなど見たままの簿冊の形態を記入し、ついで（ ）内に資料の大きさも記した（例：パイプ式ファイル（A4））。形態は、物のイメージができる表現であれば、厳密に統一しなくともよしとした。

大きさの表記に関して、A4などの規定の大きさにあてはまらない資料の場合は、形態のあとの（ ）内に、縦×横×高さをcmで小数点第1位まで記入した（例：紙バラ（○.○cm×○.○cm））。

数量

紙数（紙の枚数）を入力した。紙数が大量にある場合は厚さを入力した。厚さの記載は、mm単位ではなくcm単位で統一し、「厚○.○cm」と小数点第1位まで記入した。cmの表記はMS Pゴシックの半角とした。

同じ資料が複数ある場合、「数量」は重複しているかどうかは記さず、純粋な枚数（または厚さ）のみ記載し、備考の欄に同一資料の部数を記載した。

作成者

簿冊単位の作成者が分かる場合に、作成者名を記入した（保管者・所蔵者ではない）。複数の団体が作成した資料が、スモンの会のファイルに綴じこまれているなど、1つの簿冊に複数の資料作成者がある場合は、「〇〇〇〇（氏名）、〇〇〇〇（氏名）など」と主要作成者から2人を記入し「など」をつけた。作成者が不明、あるいは判断がつかない場合は、「不明」と入力した。

作成者の基準については調査員の中でも混乱が見られたため、簿冊目録段階では判明する範囲で記入し、件名目録作成時に再確認をおこなった。

公開評価

簿冊単位での公開・要審査・非公開・条件付き公開・部分公開を記入した。最終的には件名単位で検討して、厳密に判断する必要がある。

非公開理由

公開評価の項目で、公開以外の判断を下した資料に関して、なぜそのように判断したのかを手短かに記入した（例：個人情報・現用文書（現在活動している事柄に関係する文書）など）。

公開・非公開の基準に関しては、今後判断基準を患者団体等とともにしっかりと再検討する必要がある。

備考

劣化状況・搬入時に必要に応じて施した仮措置・書類同士の関連性など、調査員の気がついた留意事項を文章で記入した。資料が一部欠落していたり、別の箱に同一資料があったりする場合も、気が付いた範囲でその旨を備考に入力した。手書き資料をコピーしたものと判別できる資料がある場合、その旨も記入した。

大分類

薬害名を記入した。スモンの会所蔵資料であってもスモン以外の資料がある（他の薬害、公害等）場合は、「スモン（別含む）」と記載し、加えて他の薬害名を記した場合もある。

中分類

具体的にどのような分類が考えられるか現在検討中である（裁判資料・運動資料・個人資料など）。現段階では未入力である。

小分類

中分類より詳しいキーワードを入力する（大阪原告団など。複数可）。中分類と同様に、具体的にどのような分類が考えられるかは現在検討中であるため、現段階では未入力である。中・小分類にどのような内容やキーワードを入力するかは、件名目録の作業が終わってから再検討を加える必要がある。

その他

セルへの入力は、左詰めで統一した。

アラビア数字は半角、スペースは全角、カッコは全角で統一した。

文章として書く場合の句読点やスペースの使い方は特に統一しなかった。

入力に迷った場合は、セルを黄色で塗りつぶしておき、定期的に調査員同士で話し合い検討した。